

調布市議会改革検討代表者会議第3回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成23年11月17日(木) 午後2時03分～午後4時10分

於：全員協議会室

2 会議次第

(1) 資料の説明について(会議日程1)

資料9から資料14まで6つの資料内容を説明し、委員の了承を求めた。

高橋委員：「調布市議会改革検討代表者会議の設置目的(①市議会の活性化②市民に開かれた市議会)が2つほどあるが、資料においても目的別にはっきりわかる資料にしてほしい。」との発言があった。

○ 会議日程2に入る前に委員から発言があった。

雨宮委員：具体的な項目の協議に入る前に一言発言したい。開かれた議会を目指すのであれば、市民と議会の双方向の意見交換等が必要である。そのため、市民アンケートやパブリックコメント、議員の研修会が必要と考えている。

ドゥマンジュ委員：私も議員全員の研修や、市民アンケートが必要と考えている。

林委員：座長提案を進めながら、適宜研修やパブリックコメント等を行えばよい。

小林委員：私の方からは、議会基本条例制定の改革案を提案している。議会基本条例を検討するのであれば、代表者会議で検討するのではなく、議員全員が参加し、共有しながら全員が話し合う機会が必要である。

大河委員：今回の提案は、市民の意見を聞いていない段階で提案されている。無作為抽出アンケート等を行い、全議員が携わりながら検討していく方法等整理が必要である。

雨宮委員：私の発言は、スタートに当たっての意見である。

井上委員：議員改選後6月が経過し、半年経って議会改革の具体的改革内容を協議するに至ったが、議会改革のスピードも優先順位が高いのではということ踏まえ、今後のタイムスケジュールを聞きたい。

雨宮委員：提案された127項目の改革案を同列に扱うことはないと思っている。

大塚委員：代表者会議の進め方については、これまで合意のうえで本日の提案に至っている。まず、進めていくことが重要であると思っている。

高橋委員：座長提案を協議・検討しながら、必要であれば、研修、パブリックコメント、アンケートを行えばよいと思う。

(2) 検討・協議事項（会議日程2）

① 議会基本条例について

伊藤座長：議会基本条例について座長提案を説明する。

まず、議会基本条例の制定に向けて、議会総意として制定していくかどうかの確認を本日よりたい。併せて、議会基本条例の制定を検討していくのであれば、この代表者会議で検討していくことを提案する。

高橋委員：第1回目の代表者会議では、基本条例を提案していないが、第2回代表者会議における提案説明の中では議会基本条例を検討していくことを説明している。したがって、議会基本条例を制定することには賛成である。また、制定していきたい。ただし、改革の進捗が遅くなることは避けたい。

林委員：今の時流に乗るのではなく、議会基本条例の必要性の有無を検討したうえで取り組んでほしい。

ドゥマンジュ委員：議会基本条例を検討していくうえでは、専門的な議論が必要である。代表者会議で検討するには、荷も重し、専門的知識も必要である。

雨宮委員：総意としては賛成する。

小林委員：議会基本条例の検討は、資料に示したとおり進めるのか。

伊藤座長：資料1 2は確定ではなく、イメージにとらえていただきたい。

川畑座長：ここで確認したい。議会基本条例の制定に向けた取り組みをしていくことについては、賛成ということよろしいか。

－ 異議なし －

川畑座長：異議がありませんので、そのように決定いたします。

雨宮委員：検討方法としては、この場でやるには荷が重い。特別委員会を作っていく方がよい。

伊藤座長：議会基本条例を代表者会議で検討していく提案に至った理由（議会改革案を検討する中で、その方向性を確認していけば、基本条例の条文に繋がっていくので、改革を検討している代表者会議において、議会基本条例も検討していくという提案）を説明する。

大河委員：議会という機関としての条文づくりが必要である。何を目指していくのかを考えていく場が必要である。

特別委員会の中で議論を深めていくことが必要である。また、多くの議員が参加し取り組むことが必要である。

ドゥマンジュ委員：議会改革をどうやっていくのか。代表者会議ではもったいない。

多くの議員が参加、関わり条例の議論ができる環境が必要である。

特別委員会設置が望ましい。

小林委員：特別委員会を設置してほしい。また、多くの議員が関わるのが大切である。併せて、市民の声を聞いてほしい。代表者会議より多くの議員が関わるのが大切だと思う。

林委員： 検討の場は、この議会改革検討代表者会と、特別委員会という意見に分かれているが、別途協議をすることで、次の項目を進めることを提案する。

伊藤座長：今議論していることについては、次回以降議論することよろしいか。

－ 異議なし －

川畑座長：異議がありませんので、そのように決定いたします。

② 専門用語等をわかりやすい表現・言葉で

伊藤座長：可能な限り専門用語を使わず、わかりやすい用語にするように努めること。そして議会としての共通認識をもち理事者側にも要望していくことを座長提案とする。

井上委員：この提案された高橋委員、ドゥマンジュ委員から具体的にどのような用語がわかりづらいのか、またどういうふうに変えていくのか聞きたい。

高橋委員：具体的には、「暫時休憩」の「暫時」とか、「さよう決定します。」の「さよう」という言葉は、昨今の言葉では言わないのではないかと、傍聴された市民が言っていた。

また、「暫時」もいつまでなのか、何分なのか、わからない。

井上委員：「暫時」の中身が何分なのかという議論は、この議論とは別の問題であって、専門用語の話ではない。

雨宮委員：財政用語等はどうするのか。

大河委員：例えば、「臨財債」を「臨時財政対策債」と正確に丁寧に言うことが必要である。略しきれない言葉の問題もあるので解説をどうするのか。議会議事進行上の用語の見直しはしてもよい。

ドゥマンジュ委員：略語のことも出されたが、用語解説することなど行政側も見直すべきところがある。

雨宮委員：議事次第書の表現は、時間をかけて議運とかで検討しては。

高橋委員：市民に開かれた議会を目的に掲げているのであれば、音で聞いたときは本当にわからないので、議論の場所は議会運営委員会でもよいと思うが、議事進行の部分も含め今後の改善すべき検討課題に残していただきたい。

川畑座長：議会専門用語のわかりやすい表現・言葉での提案は、了承することよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

川畑副座長：異議がありませんので、そのように決定いたします。

③ 本会議場への会計管理者の出席について

伊藤座長：市の会計事務をつかさどる会計管理者の本会議場出席は必要であるとの認識から、理事者側に出席要請をしていきたい。

小林委員：私は、反対するものではないが、今でも何かあれば議長は出席を求められるので、あえて出席を求める必要はないのでは。

大河委員：責任の重さ、立場から出席は必要と考える。

ドゥマンジュ委員：提案の理由を提案委員に求めたい。

林委員： 会計の責任者が本会議場に出席するのは大事なことであると思う。

雨宮委員：会計管理者の出席は要請すべきと考える。

大賀委員：私は以前から収入役に代わる会計責任者として、職責上、会計管理者の出席は必要と感じていた。

川畑座長：それでは、座長から提案のあった会計管理者の本会議出席への要請についてお諮りしたいと思います。いかがですか。

発言もないようですので、会計管理者の出席を要請していきたいと思えます。

本日も時間が2時間を経過しました。

本日は、ここで終了といたしますが、次回は、12月21日（水）午後2時から開催します。

「(2) 検討・協議事項 ④ 委員会の公開について ～ ⑧ 議会日程等の事前決定及び公開についての4項目及び(3) 提案内容の確認等について」は次回以降の検討・協議となった。

(4) その他

第5回及び第6回代表者会議の日程について

第5回代表者会議を平成24年1月11日(水)、第6回代表者会議を1月23日(月)いずれも午後2時から、場所は全員協議会室で開催することを了承・確認した。

※ 資料 9：各委員（会派）別提案書

資料10：分野別提案事項一覧表

資料11：座長案検討・協議事項

資料12：議会基本条例案検討の進め方について

資料13：委員会席配置変更案

資料14：議会日程等の事前決定及び公開に伴う課題等